

原規規発第 2211011 号  
20221018 保 第 15 号  
令和 4 年 11 月 10 日

九州電力株式会社

代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員

経済産業大臣 西村 康

玄海原子力発電所第 3 号機の試験使用承認について

令和 4 年 10 月 18 日付け原発本第 107 号をもって申請がありました上記の件については、原子力発電工作物の保安に関する命令（平成 24 年経済産業省令第 69 号）第 18 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

原子炉本体

原子炉容器

2. 使用期間

自：令和 4 年 12 月 5 日以降であって、原子炉を臨界にさせる前に必要な全ての使用前検査が終了した時

至：令和 3 年 9 月 30 日付け原発本第 112 号をもって届け出された原子力発電工作物に対する、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 49 条第 1 項に定められる使用前検査の合格日

### 3. 使用の方法

原子炉容器出入口管台溶接部計画保全工事の実施に伴い、原子炉容器が安定した連続運転ができることを確認するまで原子炉容器を使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。

